

宜野湾市教育委員会第9回(定例)会議録

教育長 _____

教育委員 _____

開催日時:平成28年8月22日 開会 13:35 閉会 14:58

開催場所:

出席委員:知念 春美教育長、諸喜田 徹教育長職務代理者、宮城 邦子委員、
我謝 修委員、平良 明子委員

出席職員

【教育部】島袋清松教育部長、伊佐英明教育次長
(総務課)総務係長 池原香代子
(図書館)担当主幹 大浦 弘志
奉仕係長 比嘉 高志

【指導部】仲村宗男指導部長、桃原忍子指導次長
(宜野湾給食センター)所長 當山 全盛
(指導課)指導課長 加納 貢
(学務課)助成係長 徳田 千賀子

議事案件

議案第27号 平成28年度(平成27年度対象)宜野湾市教育委員会点検・評価」報告書の宜野湾市議会定例会への提出について

議案第28号 宜野湾市民図書館管理運営規則の一部改正する規則について

議案第29号 宜野湾市立幼稚園保育料等に関する規則の一部を改正する規則について

議案第30号 宜野湾市学校給食調理業務等委託業者選定委員会委員の委嘱及び任命について

知念教育長	<p>只今より開会致します。本日の出席委員は5名で定足数を達しております。</p> <p>これより平成28年度第9回宜野湾市教育委員会定期会を開会致します。本委員会で審議します案件は4件です。本日の会議録署名委員は、我謝教育委員を指名したいと思います。宜しくお願い致します。6月17日開催の第7回定例教育委員会の会議録の承認を行います。会議録の署名委員は諸喜田教育委員となっておりますので宜しくお願い致します。会議録につきましては前回会議に配布してございます。字句の訂正を除き承認していただきたいと存じます。よろしいでしょうか。</p> <p>一同 異議なし</p>
知念教育長	<p>ありがとうございます。只今、第7回定例教育委員会の会議録について承認いただきました。第8回の会議録につきましては準備中のため、次回以降にご承認を頂きたいと存じます。</p> <p>では休憩します。</p>
知念教育長	<p>再開します。「平成28年度(平成27年度対象)宜野湾市教育委員会の点検評価報告書の宜野湾市議会定例会への提出について」を議題と致します。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。教育部長お願い致します。</p>
島袋教育部長	<p>議案書綴りと別冊でお配りしております点検・評価報告書をご準備いただきたいと思っております。それでは議案書綴りの表紙を含め3枚ほどめくっていただきまして、1頁をご覧頂きたいと思っております。議案第27号 平成28年度(平成27年度対象)宜野湾市教育委員会点検評価報告書の宜野湾市議会定例会への提出について。平成28年度(平成27年度対象)宜野湾市教育委員会点検評価報告書の宜野湾市議会定例会への提出について 宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第3条の規程により教育委員会の議決を求める。平成28年8月22日提出。宜野湾市教育委員会教育長 知念春美。提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出する必要があるためでございます。</p> <p>それでは、別冊でお配りしております点検評価報告書の2頁をご覧頂きたいと思っております。平成27年度対象事業の点検評価につきましては、まず4月に事務局にて施策の実施状況や評価シートの校正等の確認作業を行っております。それから、4月の定例教育委員会会議において、施策項目の確認と点検評価作業の進め方を確認させて頂きました。5月11日には、外部評価委員への委嘱状の交付式と、第1回目の点検・評価会議を行い、5月の下旬から6月初旬にかけて、教育委員の皆様と事務局との委員会内の内部評価会議を行っております。7月5日には、指導部が取組んだ施策項目について、外部評価委員と第2回目の点検評価会議を行い、翌週の7月12日は、教育部が取組んだ施策項目について、第3回目の点検評価会議を経て、報告書を取りまとめしております。本議案は、9月2日に開会予定の第399回宜野湾市議会9月定例会へ</p>

	<p>提出するための議案として、議決を求めるものでございます。</p> <p>報告書 3 頁から 7 頁にかけましては、平成 27 年度の教育委員会会議の実施状況、並びに教育委員の皆様方の各種行事への参加状況でございます。</p> <p>8 頁をお開き下さい。教育施策の実施状況でございます。今年度の点検・評価の対象項目につきましては、教育施策の柱として取り組む事業の中から、過年度の点検評価項目の選定状況も考慮したうえで、これまで、継続的に適切な事業執行がなされ、ほぼ一定の成果や効果があがっていると評価できる事業につきましては、自己点検に留め、今後も引き続き内容の充実や工夫を検討していく必要がある事業、改善すべき課題がある事業を抽出し、学校教育の充実を目標とする施策は 19 目、生涯学習の充実を目標とする施策につきましては 5 項目。芸術・文化の振興と文化財の保護を目標とする施策におきましては 4 項目を抽出し、平成 27 年度対象事業につきましては、合計 28 項目について点検・評価を行っております。</p> <p>次の 9 頁から 89 頁に掛けますは、各施策項目毎に平成 27 年度の実行状況となっております。又、点検評価を行うに当たって教育に関する学識経験を有する方からの知見の活用につきましては、報告書の 90 頁から巻末 107 頁に掲載しております。多和田実評価委員からは、学校教育の充実から 14 項目。生涯学習の充実においては 4 項目。芸術・文化の振興と文化財の保護から 1 項目の合計 19 項目について、ご意見を頂いております。又、比嘉秀雄評価委員は、学校教育の充実から 14 項目。生涯学習の充実で 1 項目。芸術・文化の振興と文化財の保護から 2 項目の合計 17 項目についてご意見を頂いております。島村枝美評価委員は、生涯学習の充実から 2 項目。芸術・文化の振興と文化財の保護から 1 項目。施策の評価に留まらず、委員の専門的立場や市民目線での事業展開などに関して、大変有益なご意見や提言を頂いております。以上、実行状況の詳細説明は、省略させて頂きまして、議案第 27 号 平成 28 年度(平成 27 年度対象)の宜野湾市教育委員会点検評価報告書についての議案の説明と致します。</p>
知念教育長	<p>それでは、本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願い致します。点検評価につきましては、委員の皆様方には本当にありがとうございました。</p>
島袋教育部長	<p>現在のお届けしているのはホッチキス留めになっておりますが、印刷製本された物が 24 日には納品ができるようですので、それ以降に各教育委員の皆様には製本された冊子をお配りしたいと思います。</p>
宮城教育委員	<p>時間をかけて皆で話し合いをしたということで大変素晴らしいものが出来上がっているとと思います。毎回これは出ることなんですけども、前は諸喜田委員の方から話があったことですが、これをどのように市民に報告していくかというところはどのように考えていらっしゃいますか。</p>
知念教育長	<p>教育部長。</p>

島袋教育部長	市民への周知方法ですが、前回定例議会へ報告した際、ある議員から質問がございまして、事務局としては、ホームページへの掲載はもちろんですが、各自治会へ前年度もお配りしました。今年度も同様な取り組みができるかと考えています。
宮城教育委員	各自治会に配布ですね。大変素晴らしいと思います。やはり、ホームページで公表しても、見る機会というのがない方がほとんどじゃないかなと思います。手にとって見られるよう、これを基に様々な話し合いがなされるんじゃないかと思います。少しお金がかかることではありますけれども、ぜひそのようにして頂きたいと思います。せっかくまとまった訳ですからこれが活きるように。取りまとめて終わるのではなく、外部委員も含めて、お互いがどうであったかを繰り返しお話を重ねてきているわけですから、さらに良い方向に取組みが広がっていくようにするためには、やはり皆で見たほうが良いと思いますので宜しくお願いします。
知念教育長	他に。我謝委員お願い致します。
我謝教育委員	今自治体とおっしゃっていましたが、学校関係にもお配りしますか。
知念教育長	教育部長。
島袋教育部長	前年度は学校にはお配りしていませんが、今回学校にもと言う提言がございましたら。
我謝教育委員	それについてよろしいですか。
知念教育長	はい。我謝委員。
我謝教育委員	なぜかという点検評価は、各学校もしくは宜野湾市が、いろんな各項目の部分があって、自分たち独自でやっているわけではなく、学校から抽出して、いろんな状況を把握して、それでこの様な施策ができていると思うんですよ。幼稚園の教育にしても、生徒指導から職員研修からありますよね。ある学校はいい。ある学校は悪い。充実されていない学校でも、充実されている学校でも、いろんな資料としてこういうふうになっているんだとか、こういうふうにして改めないといけないなというお互いの分析ができると思うんです。なので校長先生へお配りしましたが、職員は分からないわけですよ。できれば回覧というか、学校に誰でも読めるような、冊子を回覧でもよろしいですよ。これを作って先生方にぜひ時間があつたら見てほしいなという感じを受けます。以上です。
知念教育長	教育部長お願いします。
島袋教育部長	我謝委員おっしゃるように、学校教育の充実については 32 項目とかなりのボリュームがありますので、今年度は各学校にも冊子を一部ずつ配布して、ぜひ学校の先生方に

	も取組みや、今後の対応等も含めて周知を図っていききたいなと思っております。
知念教育長	今の事について、指導部長。
仲村指導部長	我謝委員のご意見ありがとうございます。指導部としては、定例校長会、教頭会で抜粋して、事業について評価を報告して参りたいと思います。さらには、短期留学とか、いろいろな事業がありますので、これについてもその事業の報告会等でこういった評価がありましたよっていう報告をしていきたいと考えています。
知念教育長	平良委員お願いします。
平良教育委員	我謝委員の意見と少し被るのですが、例えば図書館とかにもこれまで置いていたり、もしくはこれから置く方向とか考えはあるんでしょうか。
知念教育長	教育部長。
島袋教育部長	各担当課に一部ずつ冊子をお配りしてはいるのですが、今、平良委員がおっしゃるように図書館の閲覧用としての報告書については提供していませんので、これも市民の皆様にもいつでも閲覧できるように配慮は必要かなと思いますので、今年度少し考えさせて頂きたいなと思います。
知念教育長	次年度、もしかしたら今年度からということですね。
宮城教育委員	上等じゃなくてもいいと思います。足りないようであれば。
知念教育長	貴重なご意見ありがとうございます。点検評価に関して他にございますでしょうか。諸喜田委員お願いします。
諸喜田教育委員	今回、評価頂いた先生方の所見を拝見して、おおむね非常によろしいということなんですけど、島村先生の方からいろんな指摘がなされていて、縦割り制度の仕組みで運営されている弊害だとか、ワンストップ支援、双方向的支援などおっしゃっていました。最後の方に要望ということで3点あげられていますよね。内部評価の方法について、毎回毎回、議案ごとに過少ではないかと色々指摘があるんですけど、そこでスケール化ということを唱えていますから、その辺を踏まえた事を市民にこういった事の提言いただいたものに対しては、前向きに我々取り組みますよということはこれに付け加えてやった方がいいのかなと。非常に重みがあるかなというふうに感じました。お願いします。
知念教育長	教育部長。
島袋教育部	島村評価委員の提言等につきましては、市民目線の意見、専門的な立場の意見たく

長	さん頂いていますので、これを踏まえてぜひ改善できるような形に取り組みを進めていきたいと思います。これも当然市民に公表して周知を図っていききたいと感じております。よろしく申し上げます。
知念教育長	平良委員お願いします。
平良教育委員	もう印刷かかっているのでしょうか。未納品ということであれば、1つだけ気にかかったのが、多和田先生の肩書きですが、こちら多和田先生に確認されたのでしょうか。教育学部にいらっしゃる先生なのか、総合実践センターなのか。私達からするとあまり変わりがないように感じるんですが、先生からすると肩書きに違いがあるのかなど。気になったので。
知念教育長	先生から送られてきた原稿の中にこのように名前が入ってきていて、先生から出てきた原稿そのままなので、それでいいと思います。
島袋教育部長	肩書きが違うようであれば訂正します。
知念教育長	今の件に関しては確認してまた対応しましょう。 それでは再開致します。他に質疑はございますでしょうか。
	一同 なし
知念教育長	それではご異議ありませんので質疑はこれにて終了したいと思います。これより「平成 28 年度(平成 27 年度対象)宜野湾市教育委員会点検・評価報告書の宜野湾市議会定例会への提出について」を採決致します。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
	一同 異議なし
知念教育長	ご異議ありませんので本件は原案のとおり採決されました。これにて「平成 28 年度(平成 27 年度対象)宜野湾市教育委員会点検評価報告書の宜野湾市議会定例会への提出について」を終了致します。 続きまして、「議案第 28 号 宜野湾市民図書館管理運営規則の一部を改正する規則について」を議題と致します。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。教育部長お願い致します。
島袋教育部長	それでは議案書綴りの 2 頁をお開きください。 議案第 28 号 宜野湾市民図書館管理運営規則の一部を改正する規則について宜野湾市民図書館管理運営規則の一部を改正したいので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求める。平

成 28 年 8 月 22 日提出。宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。

提案理由でございますが、市民図書館資料の複写に関する規定の整理及び資料整理日の見直しを行い、利用者へのサービス向上を図るため、規則を改正する必要がある為でございます。議案書の次の 3 頁から 5 頁は、改正に関する改め文でございますが、改正内容につきましては、別冊の新旧対象表にてご説明したいと思いますので、黄色表紙になります。新旧対照表をご準備お願いしたいと思います。

それでは、新旧対照表の 1 頁をお開き下さい。新旧対照表は左側が現行で右が改正案になります。まず、図書館管理運営規則の第 3 条第 1 項第 2 号中の、貸出の漢字の後に「し」の送り仮名を追加する字句の改めでございます。次の第 5 条第 1 項は、改正前の「休館は」を、改正後は「休館日は」に、字句の改めでございます。次の第 5 号は、改正前の括弧書き内の「1 月 4 日及び1月を除く」の字句を削除し、改正後の図書館資料整理日を「毎月第 4 木曜日」に統一するための、字句の削除でございます。次の第 9 条につきましては、条文見出し及び 1 項本文並びに、ページをめくって頂き、第 3 号中の貸出の漢字の後に、「し」の送り仮名を追加する字句の改めでございます。次の第 10 条第 1 項も同様に、貸出の漢字の後に、「し」の送り仮名を追加する字句の改めとなります。第 10 条第 2 項では、改正前の「提出して」の前に「館長に」の字句を追加し、改正後の第 2 項は、「利用者カードは、あらかじめ利用申込書を館長に提出して、その交付を受けるものとする。」内容の改正でございます。第 5 項につきましては、改正前の「利用者カード若しくは」の字句を削除し、改正後の 5 項は、「利用者カードを紛失したとき、又は利用申込書に記載した内容に変更が生じた時は、速やかに館長に届け出なければならない。」とする改正でございます。第 11 条は、改正前の条文見出しの「冊数」を改正後は「点数」に改め、第 1 項では、館外貸出の漢字の後に、改正後はしの送り仮名を追加し、「冊数」を「点数」に、又、改正前のただし書き中の「冊数」を「別に指定することができる。」を改正後は「この限りでない。」とする内容に改め、更に個人貸出表中の「貸出冊数」を「貸出点数」、「冊」を「点」に改めて、図書館貸出し資料の単位表記を見直す字句の改めでございます。3 頁をお願いします。第 2 号の団体等貸出の表につきましても、先程の個人貸出の表と同様の改正でございます。次の 11 条第 2 項につきましては、改正後の第 2 項に「貸出予約がないものに限り」の字句を追加し、改正前の「受けなければならない。」を改正後は「承認を受けて延長することができる。」とする字句の追加及び改めでございます。

第 12 条は、第 1 項本文及び第 3 号中の貸出の漢字の後に、「し」の送り仮名を追加する字句の改めでございます。第 13 条は、条文見出し及び第 1 項本文中の館外貸出の漢字の後に、「し」の送り仮名を追加し、改正前の第 3 号を第 4 号に繰り下げ、改正後の第 3 号に「新聞及び雑誌の最新号」についても館外貸出をしない資料とする、号の追加でございます。次の 4 頁をお開き下さい。第 14 条は、改正前の第 1 項中の「館長が認めたものに限るものとする。」を、改正後は、「著作権法第 31 条の範囲内とする。」に字句を改め、改正前の 3 項の括弧書き内の字句を削除し、改正後は、3 項の次に第 4 項を追加し、改正後の第 4 項には「著作権法で認められた場合であっても、1 号及び 2 号に該当した場合は、資料の複写をすることができない。」旨を規定しております。第 1 号は、「図書館資料が、複写により、損傷するおそれのあるもの。」第 2 号では、「その

	<p>他、館長が不相当と認めたもの。」が、複写の制限をする内容でございます。第 14 条の 2 につきましては、改正前の第 1 項中の「資料」を改正後は、「図書館資料」に字句を改める改正でございます。第 20 条は、第 2 項中の「及び寄託」の字句を削除する改正でございます。5 頁をお願いします。様式第 1 号及び様式第 3 号の表の改めでございます。第 5 条の改正に伴い、改正後は図書館資料整理日は、毎月第 4 木曜日。に統一することとなりますので、1 号及び 3 号の様式中の「1 月 4 日及び 1 月を除く」の字句を削除し、「特別整理日」及び、「特別資料整理日」を、改正後は資料特別整理期間に字句を改める改正でございます。それでは、水色の議案書の 5 頁に戻って頂きまして、附則でございますが、この規則は、公布の日から施行するとしております。以上が、議案第 28 号宜野湾市民図書館管理運営規則の一部を改正する規則についての、ご説明になります。ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
知念教育長	<p>それでは、本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願い致します。我謝委員をお願いします。</p>
我謝教育委員	<p>専門的なものかもしれませんが、「貸出冊数」と「貸出点数」はどう違いますか。</p>
知念教育長	<p>教育部長。</p>
島袋教育部長	<p>図書館の貸出しの資料につきましては、本もございますけども、DVD といった資料もございまして、冊数というよりは点数の方が全ての資料に対して包含できるような表現に改めるという改正でございます。</p>
我謝教育委員	<p>なるほどね、本の事しか頭になかったものですから。</p>
島袋教育部長	<p>そういった資料もございますので、数量単位を改めるという改正でございます。</p>
知念教育長	<p>他にございますでしょうか。宮城委員。</p>
宮城教育委員	<p>新旧対照表の 4 ページのところ。図書館資料の複写で教えて頂きたいんですけど、資料の複写は著作権法という法律で、なんでもかんでも複写できるというのではないと思うんですけど、31 条の範囲内とするということ、少し学びたいなど。それともう一点。それにかかわらず、館長が複写をすることを不相当と認める場合はどのような事例が考えられるのか。どのような時に困って、これはどうしようかなって事がたぶんあったと思われまので、このあたりの話を伺えればと思います。</p>
知念教育長	<p>教育部長。お願いします。</p>
島袋教育部長	<p>一点目の著作権法 31 条の規定内容を、読み上げたいと思います。「著作権法 31 条 国立国会図書館等の記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書</p>

	<p>館その他の施設で政令で定めるものにおいては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料を用いて著作物を複製することができる。」ということが1号です。図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分の複製物を一人につき一部提供する場合は認めますということが2号です。図書館資料の保存のため必要がある場合。3点目が他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料の複製物を提供する場合。この3つが複製することができるということで、それ以外は禁止です。先ほどの4項につきましては、著作権法で認められている内容でも1号で損傷するとか、あるいは館長が適当でないという場合は制限することもあるとなっております。事例の話は担当課よりご説明申し上げます。</p>
知念教育長	主幹をお願いします。
大浦担当主幹	例えばの話になりますけど、著作権法がまだ厳しくない20年30年以上前の本ですと、その中には住所、氏名も書かれています。それを複製したい場合、現代の著作権法においては、できるものとできないものがありますので、その判断は館長でもって判断するという事です。
宮城教育委員	今の話ですと個人情報にかかわるものは、本なり何ならかの資料の中にある場合には、やはり館長がしっかり判断してしか許可できない。という説明ですね。実際にそのような事例があったのですか。
知念教育長	比嘉係長、補足をお願いします。
比嘉奉仕係長	公表された著作物、先ほどの31条で調査研究の目的。利用者から求めがある場合、図書館でコピーしてもいい。コピーができるという利用者の権利であって、複製権というのは本を書いた作者にあるものです。その権利をきちっと制限する状況に限っていません。ですので、利用者がコピーしたいという時にコピーする権利があるわけではありません。コピー許可する、しないというのは元々図書館側に判断が委ねられています。それで破損する恐れがある物コピーは利用者の権利ではないので、図書館側が断れるようにしています。個人情報の場合、過去に出版された本に遡って個人情報の保護の適用はそもそも受けないのですが、例えば、電話帳など名前住所などが載っているものを口頭では「調査研究の為にコピーしたい。」などありますが、デリケートな事例で、法律上はいいけれど、本当にいいのか、何かまずい状況が生まれる可能性もあるだろうという事で、館長の判断によりコピーしないという判断もできるように条文化しています。
宮城教育委員	今のこの話というのはすごく大事なことで、これは利用する側にある程度周知しておかないといけないと。私は知らなかった者の一人なんですけど、自分の必要な資料を図書館にいったらあるかもしれないと、安易とはいわないんですけど、すごくいい情報を提供してくれる場所として活用したいという思いもあって、なんでもかんでもコピーできる、

	<p>複写できる場所ではないと。ある程度、周知みたいなものを学校教育も含めてどこかでやっていく必要があるのかなって説明伺いながら思いましたので、このあたりをまた、宜しくお願ひしたいと思ひます。</p>
知念教育長	<p>今の件に関して他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>一同 なし</p>
知念教育長	<p>それでは質疑も尽きたようですので質疑を終わりたいと思ひます。ご異議ありませんか。</p> <p>一同 異議なし</p>
知念教育長	<p>ご異議ありませんので質疑はこれにて終了致します。これより「宜野湾市民図書館管理運営規則の一部を改正する規則について」を採決致します。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p>一同 異議なし</p>
知念教育長	<p>ご異議ありませんので本件は原案のとおり承認されました。これにて「宜野湾市民図書館管理運営規則の一部を改正する規則について」を終了致します。</p> <p>休憩します。</p>
知念教育長	<p>それでは再開致します。</p> <p>続きまして「議案第 29 号。宜野湾市立幼稚園保育料等に関する規則の一部を改正する規則について」を議題と致します。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。</p> <p>指導部長。</p>
仲村指導部長	<p>それでは議案書の 6 頁をお開きください。議案第 29 号。宜野湾市立幼稚園保育料等に関する規則の一部を改正する規則について。宜野湾市立幼稚園保育料等に関する規則の一部を次のように改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求めます。平成 28 年 8 月 22 日宜野湾市教育委員会 教育長 知念 春美。提案理由でございますが、子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、低所得者層のひとり親世帯等の負担軽減及び多子軽減における年齢の上限撤廃により、宜野湾市立幼稚園保育料等に関する規則の一部を改正する必要があるためでございます。7 頁をお開きください。宜野湾市立幼稚園保育料等に関する規則の一部を改正する規則。宜野湾市立幼稚園保育料等に関する規則の一部を次のように改正する。第 2 条第 1 号の表中「60,000 円」を「51,600 円」、「5,000 円」を「4,300 円」に、「30,000 円」を「0 円」、「2,500 円」を「0 円」に改める。次に本議案を新旧対照表でご説明申し上げます。黄色い表紙の新旧対照表の 6 頁を</p>

	<p>お開きください。左側が現行で、右側が改正後の案でございます。第2条第1号保育料でございますが、保育料は所得に応じた額が設定されていまして、第1階層から次の頁の第5階層まででございます。第1階層は生活世帯で第2階層は市民税非課税世帯。第3階層は所得割り課税額7,100円以下の世帯。第4階層、第5階層とあります。また、第2階層、第3階層ではひとり親世帯や在宅障害児のいる世帯等に対し、軽減措置が図られております。今回第3階層のひとり親世帯等で軽減措置されている階層の保育料が第一子月額5,000円のところ4,300円。第二子2,500円が0円となり。ひとり親世帯等の負担軽減を図るものであります。尚、これまで他市計算の算定対象について同一世帯にいる小学校3年生までを上限としておりましたが、今回それを撤廃するものでございます。最後に議案書の7頁に戻って頂きたいと思っております。附則としまして、この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。以上ご説明申し上げ、ご審議のほど宜しくお願い申し上げます。</p>
知念教育長	<p>それでは、本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願い致します。我謝委員お願いします。</p>
我謝教育委員	<p>先ほど、新旧対照表の6頁の第3階層の市民税所得割り課税額77,100円以下、下のほうも市民税所得割り課税額が77,100円以下。同じですね。市民税の権限措置※1と書いているところがあるんですが、上の第一子の63,600円が51,000円。次の2段目の方は51,000円となっているんですが、77,100円以下と同じ額なので、軽減措置※1というのは何でしょうか。</p>
知念教育長	<p>我謝委員に対する答えを桃原忍子部長お願いします。</p>
桃原指導部次長	<p>ご説明申しあげます。只今の新旧対照表の黄色い綴りの7頁の方です。保育料の下の軽減措置ということの注釈がございまして、この第2階層、第3階層は同じ金額ですが、第2階層は非課税。そして第3階層が我謝委員おっしゃったように同じ所得課税で77,100円以下の世帯ですが、この階層はひとり親世帯、そして在宅障害児(者)のいる世帯、みなし寡婦(夫)世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた者)で、届出により保育料を減額できるものとする。とございますので、そういったひとり親の世帯等に対して軽減します。ということです。税の課税の金額は一緒ですけど、やはり経済的に厳しい状況があると思われるという事で第2階層と第3階層は軽減しているということでございます。</p>
知念教育長	<p>宮城委員。</p>
宮城教育委員	<p>今の説明に関連して。これはすごくいいことで、是非たくさんの方に周知をして困っているところには手助けして頂きたいなと思っております。そして、7頁を見ると、「届けにより」というところが、どれくらいの方が届け出ているのか。あるいは声かけを皆さんの方からしているのかというのがすごく大事になってくると思っております。恩恵ではないんですけど、知</p>

	<p>らなくて手助けが行き届かないことがないようにするために、届け出ればしてあげるみたいな感じではなく、やはり津々浦々という言い方はご幣があるんですけど、できるだけそういう方々には届出をしてほしいという思いがあるものですから、具体的にどういふうに周知をなさっていますか。</p>
知念教育長	<p>徳田係長お願いします。</p>
徳田助成係長	<p>助成係りの方で保育料扱っておりますので、担当の方からご説明申し上げます。軽減世帯については、今年の1月からマイナンバー利用に伴って、障害世帯等の福祉関係で手続きをされている世帯については、宜野湾市の保有している情報を基に軽減世帯として認定もします。届出も必要なのですが、届出については園を通じて提出して頂くように周知しながら手続き進めておりますので、漏れがないように進めています。</p>
宮城教育委員	<p>やっぱり幼稚園の保育士とか先生方の理解がすごく大事になってくるなと印象を受けます。</p>
徳田助成係長	<p>おっしゃるとおりです。現場のほうで実情を見ながら、私たちへこのような情報提供がありますので、その情報に基づいて連携しております。</p>
宮城教育委員	<p>頑張ってください。</p>
徳田助成係長	<p>ありがとうございます。</p>
知念教育長	<p>他にございますでしょうか。我謝委員お願いします。</p>
我謝教育委員	<p>例えば第4階層、第5階層の中でも、もしそういった困窮ではないんですが、在宅障害者がいた場合はどうなのでしょう。</p>
知念教育長	<p>徳田係長お願いします。</p>
徳田助成係長	<p>子ども子育て支援法は昨年度から施行されて、法に基づいて手続きを進めております。4階層5階層については、法律に基づいての軽減の対象世帯ではございません。幼児教育の無償化の取組として今回の軽減措置がなされております。今後階層の高い世帯についても幼児教育の無償化の取組に諮られてくるかと思いますが、今回は軽減対象の階層ではございません。</p>
我謝教育委員	<p>まだ検討とかでもない。第4、第5の方中にも、また211,200円以上の方でも、在宅障害者がいた場合には相当厳しいと思うんです。送り迎えとかそういった面で。在宅障害者がいる場合は普通の第3階層よりも上、軽減処置ではなく、第4階層、第5階層の中に障害者のいる世帯があればこの辺は考えていくべきじゃないかなと思いますが、そ</p>

	<p>れは後々でまた皆さんに検討お願いしたいと思います。</p>
知念教育長	<p>今の件は、ご意見ということで頂いてよろしいですね。</p>
宮城教育委員	<p>今、第3階層のところでの軽減措置を考えていらっしゃるわけですけど、先ほどの第4階層、あるいは第5階層辺りにも、もしかしたらそういう障害者がいるという場合には、こういう所得割でそのようになっていますと説明を現場ではするしかないわけですね。</p>
徳田助成係長	<p>法律に則って進めておりますが、保育料については税額が昨年の年収になりますので、今年の世帯の収入等に大きく変動があって収入が減ったり、仕事がない状態だったりすると軽減が別にありますので減免手続きを説明する場合があります。</p>
宮城教育委員	<p>所得がこれだけあるのであなたのところは該当しません。というのが今の状況ですね。法律上、そこで割り切って、進めていかないといけないのが行政でもあると思うんですけど、たぶん我謝委員おっしゃるように、もしかしたら、第4階層でも困っていらっしゃる方もいらっしゃるかもしれないですね。この辺りはお互いにまた心の中に置きつついい形で改善できればと思います。</p>
知念教育長	<p>我謝委員お願いします。</p>
我謝教育委員	<p>この211,200円は一生懸命頑張ってる。在宅の障害者がいた場合、自分が働くのを半分カットして、例えば5日あれば3日は家庭にとするとだいぶ落ちますよね。そうすると所得、課税は減ると。それだけ恩恵を受けられる可能性があるわけですよ。77,000円以下か。全部以下か。一生懸命がんばって、負担も大きい中で毎日余裕がない状態の人もいるのだと思います。</p>
知念教育長	<p>法に基づいて、進めていると言うことですが、それに関して徳田係長お願いします。</p>
徳田助成係長	<p>補足としまして4階層211,200円とありますが、収入としては680万を目安となっておりますので夫婦子供二人の目安になり、年間の収入が680万以下と以上で4階層、5階層が分かれています。</p>
宮城教育委員	<p>680万。大きいですね。</p>
知念教育長	<p>他にございますでしょうか。</p> <p>それでは質疑も尽きたようでございますので質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。</p> <p>一同 異議なし</p>

知念教育長	<p>ご異議ありませんので質疑はこれにて終了致します。これより「宜野湾市立幼稚園保育料等に関する規則の一部を改正する規則について」を採決致します。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p>一同 異議なし</p>
知念教育長	<p>ご異議ありませんので本件は原案のとおり承認されました。これにて「宜野湾市立幼稚園保育料等に関する規則の一部を改正する規則について」を終了致します。休憩します。</p>
知念教育長	<p>それでは再開致します。続きまして、「議案30号 宜野湾市学校給食調理業務等委託業者選定委員会委員の委嘱及び任命について」を議題と致します。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。指導部長お願いします。</p>
仲村指導部長	<p>それでは、議案書 8 ページをお開き下さい。議案第 30 号 宜野湾市学校給食調理業務等委託業者選定委員会委員の委嘱及び任命について 宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第 11 号の規定により、別紙の者を宜野湾市学校給食調理業務等委託業者選定委員会委員に委嘱及び任命したいので、教育委員会の議決を求めます。平成 28 年8月 22 日提出 宜野湾市教育委員会 教育長 知念 春美。提案理由でございますが、宜野湾市立新設学校給食センター及び大山学校給食センター調理業務等の委託業者を選定するため、宜野湾市学校給食調理業務等委託業者選定委員会規則第3条の規定により、委員を委嘱及び任命する必要があるためでございます。では、次頁をお開き下さい。また、合わせて、別冊「議案資料」25 ページの「宜野湾市学校給食調理業務等委託業者選定委員会規則」もお手元にご準備のほど宜しくお願いします。</p> <p>宜野湾市学校給食調理業務等委託業者選定委員会規則第3条では委員は、10 人以内とし、第1号から 5 号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命いたします。</p> <p>では、議案書の9頁をお開き下さい。選定委員会規則第3条を踏まえまして、宜野湾市学校給食調理業務等委託業者選定委員会委員案としまして、次の方々を表に示してございます。1 番と2番が第1号委員でPTA関係者があたります。1 番の仲地真由美さんは宜野湾市立普天間小学校のPTA 会長。2 つ目の黒島永司さんは嘉数中学校のPTA 会長でございます。次に第2号委員としましては、有田貴治氏が上げられております。公認会計士又は税理士と専門的知識を有する者の内から選ぶということで有田貴治氏を候補としてあげております。次に 3 号委員としましては目取真淳大山小学校校長。石川正信真志喜中学校校長を候補としてあげております。4 号委員としましては以上の方々です。最後に5号委員、教育委員会が適当と認めるものとして平良智子さん。宜野湾市真志喜学校給食センター学校栄養職員をあてております。表記の 10 人を宜野湾市学校給食調理業務等委託業者選定委員会委員に委嘱または委任したいと指導部としては考えております。以上ご説明申し上げご審議の程宜しく願い申し上げます。</p>

	す。
知念教育長	本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願い申します。
我謝教育委員	今 25 頁の文言を見ているんですけど、答申の日までとすると、ありますが、上の方に 9 月何日か答申とは 1 年後の話ですか。それとも 2,3 か月後の話ですか。任期がわからないので。
知念教育長	指導部長お願いします。
仲村指導部長	年度内の 12 月までです。
我謝教育委員	また同じように来年も 9 月かということになるのでしょうか。
仲村指導部長	今回は新設学校給食センター及び大山給食センターの選定委員ですので、毎年あるものではございません。今回のみということでその都度やるということです。
我謝教育委員	年内で調整終わるということですね。わかりました。
知念教育長	他に。宮城委員お願いします。
宮城教育委員	この学校給食の調理業務を委託するという大変大事な作業だと思います。私が気にかけているのは、できればこの問題の中に加えていただきたい方々がいるんです。どういう方々かといいますと、前回実施されている学校の関係者。PTA。つまり、調理業務を委託した結果、どのような形になっているのかよく見える方々を交えて初めてより良い話し合いができるんじゃないかなと思います。今私たちも見えてきていない調理業務を委託した後の給食の進み具合が。前回もそうでしたけど、これでいいのかもしれないですが、実際進めていく中でこういう課題がありますよとか、あるいはこういうふうにしたらもっといい形で選定できますよとかあった方がいいんじゃないかなと思ったりします。子供の視点も必要だし、学校運営している校長の視点も必要なので、このあたりを交えたらどうですか。前はそういう方々はいらっしゃらなかったんで、せっかく前もって実施している宜野湾給食センターのメンバーがいらっしゃるので、ここから交えたらどうでしょう。こういう方々の意見も聞きながら宜野湾市の給食がより充実した方向に持っていくようにしたらどうかと。これは意見です。
知念教育長	指導部長。
仲村指導部長	ご意見のお答えになるかどうかわからないのですが、本市の教育委員会では給食運営委員会というのがあります。7 月に今年第 1 回を行ったのですが、その時に宜野湾学校給食センターの 1 年間の評価を説明して給食員の皆さんからご意見聞いております

	<p>ので選定委員の中には含まれておりませんが、意見を反映して対応できるかと考えております。</p>
宮城教育委員	<p>現場で進めている側の声が新しく選定する側にも生きるような取り組みがなされた方がより良い結果が招かれるのではないかと思います。あそこはあそこで切るのではなく、良い繋がり、良い連携を持っていくといんじゃないかという思いがします。そのような意見を申し上げます。</p>
知念教育長	<p>教育部長。</p>
島袋教育部長	<p>付け加えます。議案資料の 26 頁宮城委員からご提言である既に実施した宜野湾センターの関連者を委員として委嘱してはどうかとありますが、委員は 10 名以内と決められていますので、先ほど指導部長から説明あったとおり、ここは 10 名以内で選定せざるをおえないのかと思います。26 頁、規則の第 7 条。意見の聴取とありまして、委員長が必要があると認めるときは、委員以外の関係者にも会議に出席させて意見を求めて選定の内容に反映させることができるとことが規則にあり、選定委員のメンバーに私も入っていますので、必要があれば配慮していきたいと思います。</p>
宮城教育委員	<p>そうですね。これについては是非いい連携がとれるようにしていったほうがいいですね。</p>
知念教育長	<p>選定委員の中にお招きをして意見を聞くということでもよろしいでしょうか。ほかに。諸喜田委員お願いします。</p>
諸喜田教育委員	<p>前回の民営化のときも 10 名でしたか。もうちょっといたような気がしたんですが。今回思うのは、給食センター 2 か所ですよね。新設と大山、2 つの所を一気に民営化されるので、今大山は日本一おいしい給食と言われつつ来ているところに、民営化となったとたんに職員や市民からの指摘もあるのではと、不安があるものですから、その辺はいろんな方を交えて委員長采配と 7 条を存分に使ってやっていただきたいという思いです。足を囚われる事がないように、民営化を成功させていただきたいと思います。以上です。</p>
知念教育長	<p>平良委員。</p>
平良教育委員	<p>今のお話で少し解決したんですが、そもそもの所を教えてください、去年から民営化の選定委員がいらして私達もいろいろ話を聞かせていただいたのですが、今回の選定委員は民営化の時にいた業者さんとは別で選ぶということでしょうか。民営化のときに選ばれた会社とは別で給食調理業務を委託する業者を選ぶための委員でよろしいですか。</p>

知念教育長	今の宜野湾市の業者と一緒にですか。それとも別ですか。業者はどうなっていますかということですので、給食センター所長お願いします。
當山給食センター所長	業者を募集するにあたって、公募でやります。市のホームページにて、県内の給食業務を行っている業者に参加を募りまして、プロポーザル方式をとり、いろいろな提案を受けながら業者を選定してまいります。そのときに一番最優先されるのが衛生管理の体制がしっかりしている、あるいは企業体力があるところ。そういったところをメインで選んでいきますので、今委託している業者を除くのではなく、そちらも含めて公募者として応募された場合は選定の対象になります。
知念教育長	桃原次長。
桃原指導部次長	前回民営化をした時は、宜野湾学校給食センターの調理業務を委託する業者さんを決めてもらう選考委員会でそれは終了し、今回は新設学校給食センターと大山学校給食センター、別の調理業務を 29 年度に向けて民間に委託するので、その業者を選定していく委員のメンバーを今皆さんにお諮りしているところなんですけど、もし今の宜野湾学校給食センターが委託している業者さんがまたエントリーして選定されれば、同じ業者になるのかもしれないです。その選定する委員会を今回組織立てて委員 10 名でやるということです。
平良教育委員	ありがとうございます。
知念教育長	他にございませんでしょうか。それでは質疑も尽きたようですので質疑を終わりたいと思いますがご異議ありませんか。
	一同 異議なし
知念教育長	ご異議ございませんので質疑はこれにて終了致します。これより「宜野湾市学校給食調理業務等委託業者選定委員会委員の委嘱及び任命について」を採決致します。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
	一同 異議なし
知念教育長	ご異議ありませんので本件は原案のとおり承認されました。これにて「宜野湾市学校給食調理業務等委託業者選定委員会委員の委嘱及び任命について」を終了致します。 本日審議致しました議案等の字句の訂正等につきましては、教育長委任としてよろしいですか。

知念教育長	一同 異議なし
知念教育長	以上をもちまして本委員会に付議されました案件の審議は終了しました。 休憩します。
知念教育長	再開します。本日の会議はこれにて閉会致します。お疲れ様でした。